第 1467 回　京都市教育委員会会議　会議録

１　日　時　令和４年３月３日　木曜日
　　開会　10 時 00 分　　閉会　11 時 40 分

２　場　所　京都市総合教育センター　第１研修室

３　出 席 者　教　育　長　　稲田　新吾
　　委　　員　　奥野　史子
　　委　　員　　髙乗　秀明
　　委　　員　　笹岡　隆甫
　　委　　員　　野口　範子
　　委　　員　　松山　大耕（オンライン出席）

４　欠 席 者　なし

５　傍 聴 者　なし

６　議事の概要

（１）　開会

10 時 00 分，教育長が開会を宣言。

（２）　前会会議録の承認

第 1466 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

（３）　議事の概要

ア　議事

議案４件

イ　非公開の承認

議案２件については，人事に関する案件であり，京都市教育委員会会議規則第３条に掲げる「非公開事項」に該当するため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全員の承認が得られた。

ウ　非公開の宣言

教育長から，議案２件について，会議を非公開とすることを宣言。

エ　議決事項

議題 50 号　京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明 関 教職員人事課長）

本件は，国と市長部局の動きに合わせて，教職員の不妊治療に関する休務の充実を図るとともに，出産補助や育児参加に関する休暇の時間単位の取得を認めようとするものである。

国においては，令和４年１月に不妊治療休務が制度化され，５日の取得日数が設けられるとともに,継続的な治療が必要と認められる場合には 10 日まで認められることとなった。本市では国に先駆けて，令和２年度から同様の休暇を制度化しているが，取得日数の上限が「５日」となっていることから，仕事と不妊治療の両立をより可能なものとするため，国と同様，継続的な治療が必要と認められる場合には 10 日まで取得できるよう制度を拡充する。

また，国に合わせて取得要件の緩和を図る。現行では「教職員が不妊治療を目的として医師が行う治療行為を受ける」ことを要件としているが，改正案では「不妊治療に係る通院等のために」と要件を緩和している。この改正により，治療行為だけではなく，医師への相談や説明会への参加についても対象となる。

加えて，男性を対象としている出産補助休務及び育児参加休務について，これまでは一日または半日単位であった取得単位を時間単位でも認め，より取得しやすくする。こちらは，市長部局に合わせての措置である。

なお，不妊治療休務の取得者数は，令和２年度は 35 人，令和３年度は現時点で 24 人。取得者は全て女性だが，制度上，男性も取得可能である。

（委員からの主な意見）

【笹岡委員】40 歳を超えて不妊治療に取り組まれる方も多いが，本市で取得される方の年代は。

【事 務 局】平均して 30 歳半ばの取得者が多い。

【松山委員】残念ながら流産になってしまう場合もあるが，そうした場合，ご本人もその配偶者も心のケアが必要。ニュージーランドでは，昨年３月に法改正を行い，流産の場合に３日間休暇が与えられる制度が導入されている。子育てしやすい環境づくりとして，今後の制度設計の参考にしてもらいたい。

【事 務 局】現制度では，妊娠満 12 週以降の流産であれば，産後休暇の対象となるが，それ以前は対象とならない。他事例も参考にしてまいりたい。

【奥野委員】不妊治療に取り組んでおられる方が多く，不妊治療が成功しても，着床してすぐに仕事に復帰するのは怖いという声も聞く。そのような方々へのケアが必要だが，なかなかこの感覚は周囲に伝わりにくく，「さぼってるんじゃないか」と捉えられてしまいかねない。制度拡充と併せて，不妊治療に対する職場全体の理解が深まっていくことを期待したい。

不妊治療に係る国や府の補助が受けられる年齢は 43 歳未満となっているが，この年齢制限が対象者の焦りを生み，心理的なストレスになる。教育委員会から，先生方に向けてこうした方策を打ち出してもらえると，先生方も穏やかに子どもを産んで育てることができ，教職も続けることができる。これは長い目で見ると，教員の採用にも良い影響となる。

【事 務 局】教職員の中には，不妊治療休務の申請により，管理職に不妊治療をしていることを知られたくないため申告できず，年次休暇を取られている先生もいると思われる。不妊治療が成功した場合，あるいはそうではなかった場合に，その先生に寄り添おうとする職場の意識の醸成が，まずは重要であると認識している。

【髙乗委員】今回は国の基準に準じて制度設計をされていると思うが，京都府の制度は。

【事 務 局】府は市より１年早く制度化し，現状，取得日数は６日であるが，市と同様，国と同水準に見直すと聞いている。

【野口委員】若い世代が治療を受けていることや，男性側の負担についても着目すべきで，ストレスやホルモンに関係するところもあると考える。医学的な観点も含め，男性教員へのケアも行うことが大切である。また，不妊治療に関しては，男性側も言いにくいところもあると思うので，みんなで支えていく雰囲気作りが必要である。

【事 務 局】女性の場合，検査にかかる日数や時間の負担が大きく，不妊治療休務を取得することが多いが，男性の場合，そうした負担が比較的小さく，半日程度で済む場合が多いため，不妊治療休務を取得しない方が多い。今回の規則改正により，医療機関が実施する相談やセミナーへの出席も休暇の対象に広がるため，これを機に休暇の取得が進めばよいと考えている。

【教 育 長】学校現場は昔から女性が多い職場であるため，民間企業よりも早く育児休業制度が整備された。また，体育実技免除等，母体に優しい制度設計に取り組んできている。このような出産や子育てを支援する制度の整備を進めていくことも含め，働きやすい環境づくりに努めてまいりたい。

（議決）

教育長が，議第 50 号「京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について，各委員「異議なし」を確認，議決。

議題 51 号　京都市会計年度任用教職員の給与，勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明 関 教職員人事課長）

本件は，国の補助金を活用して，本市市立幼稚園に勤務する保健職員の給与水準を引き上げるため，京都市会計年度任用教職員の給与，勤務時間等に関する規則を改正するものである。

規則改正の契機となった国庫補助事業「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」は，国において，看護，介護，保育，幼児教育など，新型コロナへの対応と少子高齢化への対応が重なる職場の最前線で働く職員に対し，賃上げ措置を行うこととされ，必要な経費を補助するものである。

この制度を受け，今回，市立幼稚園に勤務する会計年度任用教職員である「保健職員」について，報酬月額の引上げを実施する。

保健職員とは，市立幼稚園において，園児の怪我の処置や保健指導を専門的に行う会計

年度任用教職員である。小学校以降には配置している養護教諭の幼稚園への配置は努力義務とされており，公立，私立を問わず正規や常勤講師の養護教諭を配置している幼稚園は少数である中，厳しい財政状況を鑑みて会計年度任用教職員として，幼児のいる時間を中心に週 31 時間勤務で養護教諭の免許を持つ者を各園に１名ずつ，全 15 園に本市独自措置として配置している。

次に，具体的な改正内容についてである。

保健職員に対して適用している初任給基準の号給を現行の 17 号給から３号給引き上げて 20 号給に，加えて，現在すでに保健職員として勤務している者に対しても，現在適用を受けている号給に３号給上乗せすることで報酬月額の引上げを行いたいと考えている。これにより，初任給基準ベースで報酬月額は約６,800 円の改善となる。

なお，正規職員や常勤講師については，民間と比較して高い給与水準にあるため，今回の補助事業の趣旨に沿わないため，賃上げを行わない。また，保健職員と同じ会計年度任用職員である事務員や管理用務員については，民間と比較して，給与がほぼ均衡しており，幼稚園以外にも配置していることを踏まえると，幼稚園に勤務する者のみ給与を引き上げた場合は同職内での均衡を欠き，また，幼稚園以外の校種も含めて引き上げた場合は他校種分が全て市負担となるため，引上げの対象を幼稚園にのみ配置する保健職員だけとした。

（委員からの主な意見）

【高乗委員】国庫補助の今後の見通しと補助終了後の財源は。

【事 務 局】令和４年２月から９月分は国補助事業の対象であり，同年 10 月以降は地方交付税によることとなっている。

【奥野委員】保健職員の配置が週 31 時間勤務ということであるが，保健職員が不在となる時間帯について，幼稚園の保健衛生はどのような体制で対応しているのか。

【事 務 局】保健関連の講習等を受けた他の職員が対応している。なお，本市の会計年度制度に係る規定上，保健職員については週 31 時間勤務が上限であるため，保健職員不在の時間が生じている。

【教 育 長】教育委員会としても，会計年度任用職員の処遇改善は課題として認識しており，今回の処遇改善によって課題解決に向けて前進したと認識している。

（議決）

教育長が，議第 51 号「京都市会計年度任用教職員の給与，勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について，各委員「異議なし」を確認，議決。

議案２件については，人事に関する案件のため非公開

（３）その他

○教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告

２月 18 日　新型コロナウイルス感染症対策本部会議

２月 18 日　第 64 回京都市中学校春季総合体育大会「開会式」中止決定

２月 22 日　「令和４年度学校教育の重点」に関する全市校園長会

３月１日　市立高等学校　卒業式

○事務局から当面の日程について説明

（４）閉会

11 時 40 分，教育長が閉会を宣告。

署　名　　教育長